

みやこ町あらゆる差別の撤廃を めざす人権擁護条例

平成 18 年 3 月 20 日
条例第 113 号

(目的)

第 1 条 この条例は、日本国憲法及び世界人権宣言の精神にのっとり、町民一人ひとりが人権を尊び、すべての町民の基本的人権が尊重される、心豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第 2 条 町は、前条の目的を達成するため、必要な施策を推進するとともに、行政のすべての分野で町民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(町民の役割)

第 3 条 町民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、あらゆる差別をなくすための施策に協力し、自らも人権侵害に関する行為をしないように努めるものとする。

(町の施策の推進)

第 4 条 町は、基本的人権を擁護し、あらゆる差別をなくすために必要と認める施策については、町民と協力の上、推進に努めるものとする。

(啓発の充実)

第 5 条 町は、町民の人権意識の高揚を図るため、人権に関する啓発の推進に努めるものとする。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の犀川町差別をなくし人権を守る条例(平成 8 年犀川町条例第 3 号)又はあらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例(平成 8 年豊津町条例第 1 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。